

## 宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金 実施要領

### (通則)

第1条 宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 物価高騰等により、宿泊業を取り巻く経営環境が厳しい状況にあることから、県内宿泊事業者が行う冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進等を目的とした宿泊サービスの高付加価値化及びデジタル技術を活用した経営の効率化による収益改善に向けた取組を支援する。

### (補助対象事業者)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、第4条の施設において、第5条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施する者をいう。
- 2 補助対象事業者は、原則として旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者とする。ただし、第4条の施設にかかる大規模修繕等について、施設所有者の費用により実施する旨の協定等が締結されている場合は、この限りでない。
  - 3 宿泊事業者が第4条の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定するもの）である場合は、第5条第1項第2号の事業のうち、建物等に付属しない物品等の購入で、かつ、その物品等が当該宿泊事業者に帰属する場合に限り、補助対象事業者となる。
  - 4 国又は地方公共団体は、補助対象事業者となることができない。

### (補助対象施設)

第4条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、秋田県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている、又は同法の許可を受け営業を行うことが予定されている施設とする。ただし、国又は地方公共団体が所有する施設（指定管理者制度を導入している施設を除く。）並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の施設（これに類するものを含む。）は補助対象としない。

### (補助対象事業等)

- 第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設若しくはこれに付随する施設の新設又は改修（経年劣化等による改修や修繕、設備更新を除く。）にかかるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進等を目的とした施設整備
  - 二 デジタル技術の活用による経営効率化のためのシステム導入
  - 三 その他第2条の目的に資すると知事が認めたもの

- 2 補助金の交付対象となる事業は、国、県、市町村又は（一社）秋田県観光連盟等が実施する他の補助制度と重複しないものとする。
- 3 前項の規定にあって、市町村が実施する上乗せ補助事業については、その限りではない。
- 4 補助金は、第1項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であつて、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で交付する。

（補助金の額等）

- 第6条 補助対象経費に占める補助金の割合（以下「補助率」という。）は、補助対象経費の3分の2以内で、補助金の上限額は前条第1項第1号の事業が1,000万円、同第2号の事業は400万円とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。また、補助対象事業者が実施する補助対象事業（以下「補助事業」という。）における消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除く。

（補助金の交付申請）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付要綱第2条第1項に定めるところにより、別に定める期日までに、募集要項に掲げる書類を同要項に記載する窓口へ提出するものとする。
- 2 第1項の申請は施設毎に行うものとする。

（補助金の交付決定）

- 第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を別に定める審査会により審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、補助金交付要綱第4条第1項に定める補助金等交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。
  - 3 知事は、申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、速やかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

（重複受給の禁止）

- 第9条 補助事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。

（実績報告）

- 第10条 実績の報告を行う者は、募集要項に掲げる書類を同要項に記載する窓口へ提出するものとする。

(宿泊状況報告等)

第 11 条 補助事業者は、事業終了後 3 年を経過するまで、事業計画に記載した数値目標の実績については年 1 回、宿泊者数については四半期毎に報告するものとする。

2 前項の報告にかかる様式及び提出期限は、別に通知する。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、秋田県財務規則第 259 条第 1 項によるもののほか、次の場合には補助金の返還を命ずることができる。

- 一 補助事業者が、補助金の交付を受けた日から 3 年を経過するまでの間に、補助対象施設の営業を廃止又は 180 日を超えて休業したとき
- 二 前条第 1 項の報告を行わないとき又は、内容に不備があり、訂正に応じないとき
- 三 その他この要領の規定に違反したときや申請内容等に虚偽があったとき

(財産の管理)

第 13 条 補助事業者は補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、善良な管

理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図

らなければならない。

(財産処分の制限等)

第 14 条 補助金交付要綱第 9 条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、補助金により整備した設備等のうち、取得価格又は効用の増加価格（工事費相当額を含む）が 1 個又は 1 組 50 万円以上のものとし、補助金が交付された会計年度終了後 5 年間を超えていないもの（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 条）に規定する耐用年数が 5 年を超えるものについては、10 年を限度に耐用年数を超えていないもの）とする。

2 知事は、秋田県財務規則第 261 条の規定による承認を行う際は、交付した補助金のうち処分時から前項の財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるとともに、さらに当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付金の経理等)

第 15 条 補助事業者は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(協議)

第16条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により補助事業の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を受けなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。

別表 1 (補助率及び上限額)

事業区分		補助率	上限額	対象経費
A	冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の拡大等に向けた施設改修や設備の導入	2 / 3 以内	1,000 万円	システム導入費、設計費、建築・設備工事費、修繕費、備品購入費、コンサルティング費等であって、事業の目的を達成するために必要と認められる経費。  ※但し、コンサルティング費は補助額の 10% を上限とする。
B	経営の効率化等に向けたシステムの導入		400 万円	